

議案第25号	三田市暴力団排除条例の制定について
防災安全課	暴力団の排除の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団による不当な影響の排除を推進し、安全で安心な市民生活の確保に資するため、当該条例を制定しようとするもの。
<p>【趣旨】 平成23年4月1日から兵庫県の暴力団排除条例が施行されたことに伴い、兵庫県警察本部から同条例の実効ある取組みに関する要請を受けたため、安全で安心な市民生活の確保に資するよう当該条例を制定しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 兵庫県暴力団排除条例</p> <p>【内容】 (1) 目的【第1条関係】 本市からの暴力団排除の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明かにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団による不当な影響の排除を推進し、もって安全で安心な市民生活の確保に資すること。</p> <p>(2) 基本理念【第3条関係】 暴力団の排除は、①暴力団を恐れないこと、②暴力団に対して利益の供与をしないこと、③暴力団を利用しないこと、④暴力団事務所等の存在を許さず、暴力団の活動を防止することを基本として、兵庫県及び関係機関等との連携を図りながら、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力して、社会全体として推進すること。</p> <p>(3) 市の責務【第4条関係】 (ア) 施策の実施、(イ) 情報の提供、(ウ) 兵庫県、関係機関等との連携</p> <p>(4) 市民・事業者の責務【第5条関係】 (ア) 活動への取組み、(イ) 市の施策への協力、(ウ) 市、兵庫県等への情報提供</p> <p>(5) 市の事務事業からの暴力団排除【第6条・第7条】 ① 排除項目 (ア) 契約、(イ) 公有財産、(ウ) 公の施設の使用、(エ) 指定管理者の指定 ② 実効性の確保 (ア) 誓約書徴取、(イ) 警察機関への意見聴取</p> <p>(6) 市の取組み等【第8条～第10条】 (ア) 啓発活動の実施、(イ) 青少年の健全育成、(ウ) 兵庫県への協力、情報提供</p> <p>【施行期日】 平成24年7月1日</p> <p>【特記事項】 この条例の制定に伴い、次の関係例規等についても、暴力団排除に関し所要の規定の整備を行う。</p>	<p>(1) 関係条例の一部改正（付則において一括改正） ①三田市立学校施設目的外使用条例、②三田市公民館条例、③三田市都市公園条例、④三田市野外活動センターの設置及び管理に関する条例、⑤三田市心道会館の設置及び管理に関する条例、⑥三田市ガラス工芸館条例、⑦三田市高平ふるさと交流センター条例、⑧三田市市民センター条例、⑨三田市総合福祉保健センター条例、⑩三田市ふれあいと創造の里条例、⑪三田市淡路風車の丘条例、⑫三田市有馬富士自然学習センターの設置及び管理に関する条例、⑬三田市多世代交流館条例、⑭三田市まちづくり協働センター条例、⑮三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、⑯三田市総合文化センター条例、⑰三田市有馬富士共生センター条例</p> <p>(2) 関係規則の一部改正 ①三田市公有財産規則、②三田市契約事務規則</p> <p>(3) 三田市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱の制定</p>
【その他】	この条例の実効性を確保するため、兵庫県三田警察署長との間において、「三田市が行う契約等に係る事務からの暴力団の排除に関する合意書」を締結する。